

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2021 Online Fall

2021年10月22日(金)-23日(土) 10:00~18:00 オンライン会場(Zoom & YouTube Live)

第7章 オープンソースとライセンス

- 『オープンソースの教科書』より

2021年10月22日 NEC OSS推進センター・姉崎章博



『オープンソースの教科書』 C&R研究所刊

- ◆著者:宮原 徹/姉崎 章博/監修:OSPN
 - ■第1章 オープンソースソフトウェアとは何か
 - ■第2章 オープンソースを使ってみる
 - ■第3章 オープンソースとコミュニティ
 - ■第4章 オープンソース開発に参加してみるには
 - ■第5章 オープンソースとビジネス
 - ■第6章 オープンソースの歴史
 - ■第7章 オープンソースとライセンス
 - ■第8章 さまざまなオープンソースの実例
- ◆「はじめに」での宮原さんの言葉
 - ■本書は完全な正確さを目指していません
 - ■初学者のために「まずはわかる」ということを重視して書きま した



「第7章 オープンソースとライセンス」章内目次

- **◆**ライセンスの例
- ◆MITライセンス
- ◆二条項BSDライセンス
- ◆GNU General Public License (GNU GPL)
- ◆オープンソースの定義(OSD)
- ◆なぜ、ライセンスが付いているのか?
- ◆著作権法のポイント
- ◆ ライセンス視点でのオープンソースの使い方
- ◆ライセンス条件の満たし方例
- ◆実はダメな対応
- ◆著作物を意識した対応





ライセンスの例

オープンソースソフトウェア	<u>主な</u> ライセンス
Linuxカーネル	GNU GPLv2
FreeBSD	二条項BSDライセンス*1
PostgreSQL	MIT ライセンス *1
Samba	GNU GPLv3
Apache HTTP Server	Apache License 2.0

*1 これらは、ライセンスの正式名称ではありません。 それぞれ、**似たライセンスの総称**として使われています。





日本語参考訳について(1/3)

オープンソースライセンスの日本語参考訳

Python-2.0

CNRI-Python

QPL-1.0

RPSL-1.0

RPL-1.1

RSCPL

OFL-1.1

Sleepycat

SISSL

SPL-1.0

NCSA

Unlicense

VSL-1.0

Xnet

Zlib

ZPL-2.0

WXwindows

Watcom-10

FSF 区分

非両立

非両立

自由

自由

非両立

非面立

不自由

非両立

非両立

非両立

不自由

自由

自由

自由

自由

自由

再不

再不

再不

置換

再不

特定

再不

廃止

再不

再不

重複

再不

重複

再不

原文

です

原文

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう

OSG-JP: ht	ttps://	op	per	nsource.jp/	> http	ps	://	/lic	censes.opens	ource.	jp,	/
オープンソ	ースラ	ライ	して	ソスの日本	語参考	与記	尺 -	77ラ	イセンス			
ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分	ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分	FSF 区分	ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分
0-clause BSD License	OBSD	原文		GNU General Public License version 2	GPL-2.0	原文	人気	自由	CLC Research Public License 2.0	OCLC-2.0	原文	再不
1-clause BSD License	BSD-1-Clause	原文		GNU General Public License version 3	GPL-3.0	原文	人気	自由	Open Group Test Suite License	OGTSL	原文	
2-clause BSD License	BSD-2-Clause	原文	人気	GNU Lesser General Public License version	LGPL-2.1	原文	人気	自由				
3-clause BSD License	BSD-3-Clause	原文	人気	2.1					Open Software License 2.0	OSL-2.0	原文	置換
				GNU Lesser General Public License version 3	LGPL-3.0	原文	人気	自由	OpenLDAP Public License Version 2.8	OLDAP-2.8	原文	重複
Academic Free License 2.0	AFL-2.0	原文	直換	Historical Permission Notice and Disclaimer	HPND	原文	重複	自由	PHP License 3.0	PHP-3.0	原文	高換
Apache Software License 1.1	Apache-1.1	原文	置換	IPM Dublic License 1.0	IDI 1.0	mt	面太	4E constr	FITE DECISE 3.0	FI IF-20	AT.X	ent and

Intel

IPA

ISC

jabberpl

LPL-1.0

LPL-1.02

MIT

MIT-0

CVW

Motosoto

MPL-1.0

NTP

BSD-3-Clause-LBNL

原文 廃止

原文 特定

原文

原文 特定

原文 置換

原文 重複

原文

原文

原文 廃止

原文 围不

原文 置換

原文 置換

原文 人気 自由

原文 再不

原文

原文

廃止

人気 自由

国際

围不

特定

再不

非両立

自由

非両立

非面立

非両立

非両立

原文 置換

原文 人気

原文 再不

原文 置換

原文 置換

原文 重複

原文 再不

百女

原文 再不

原文

再不

重複

NTP License

IBM Public License 1.0 Apache-2.0 原文 人気 Intel Open Source License APSL-2.0 原文 再不

Apache License 2.0 Apple Public Source License Artistic-1.0 原文 置換

Artistic-2.0 原文

IPA Font License Artistic license 1.0 ISC License Artistic License 2.0 Attribution Assurance License AAL 原文 重複

Boost Software License BSL-1.0 原文

Entessa

EUDatagrid

BSD+Patent BSD-2-Clause-Patent 原文 Common Development and Distribution CDDL-1.0 人気 原文

License 1.0 Common Public License 1.0 CPL-1.0 原文 高物 原文 廃止

CUA-OPL-1.0 CUA Office Public License Version 1.0 Eclipse Public License 1.0 EPL-1.0

Eclipse Public License 2.0 EPL-2.0

eCos License version 2.0 eCos-2.0

Educational Community License, Version 1.0 ECL-1.0

Eiffel Forum License V1.0 EFL-1.0

Eiffel Forum License V2.0 EFL-2.0

Frameworx License Frameworx-1.0 AGPL-3.0 GNU Affero General Public License version 3

Jabber Open Source License Lawrence Berkeley National Labs BSD Variant License

Lucent Public License "Plan9", version 1.0 Lucent Public License Version 1.02 MIT License

MIT No Attribution License MITRE Collaborative Virtual Workspace

Motosoto License

Mozilla Public License 1.0

Mozilla Public License 1.1 Mozilla Public License 2.0

MPL-1.1 MPL-2.0

Mulan Permissive Software License v2 Multics License NASA Open Source Agreement 1.3

Naumen Public License Naumen NGPL Nethack General Public License Nokia Open Source License Nokia

MulanPSL-2.0 原文 Multics 原文 NASA-1.3 原文 原文

> 再不 非面

Python License

Q Public License

CNRI Python license

RealNetworks Public Source License V1.0

Reciprocal Public License, version 1.1

Sun Industry Standards Source License

Sybase Open Watcom Public License 1.0

University of Illinois/NCSA Open Source

Vovida Software License v. 1.0

wxWindows Library License

Zope Public License 2.0

zlib/libpng license

Ricoh Source Code Public License

SIL Open Font License 1.1

Sleepycat License

License

The Unlicense

X.Net License

Sun Public License 1.0

垃	OSI区分: OSIのライゼA 1 無・庁く一般的	ン人心を受員会による	
	OSS License	\Orchestratin	a a bric

#誰カかコミュニティに支えられていスライセ

ighter world Checked! 『第7章 オープンソースとライセンス - 『オープンソースの教科書』より』姉崎章博

Fair License

Entessa Public License

EU DataGrid Software License

日本語参考訳について(2/3)

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう…各サイト優先!

FreeBSDプロジェクトhttps://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license/







日本語参考訳について(3/3)

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう…各サイト優先!

FAQ/ja - PostgreSQL wiki : https://wiki.postgresql.org/wiki/FAQ/ja

2.6 PostgreSQL のライセンスはどうなっていますか?

Postgre SQL のライセンスはどうなっていますか?

PostgreSQL は下記のラインセンスに従います。				
PostgreS∩'	・・・マの下で配布されています	*** [*] "四考がそのコードを好き"	'ヾ゚゙゙゙゙ヸ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	
	cabase Management System nn as Postgres, then as Postgres95)			
Portions Copyr	right (c) 1996-2011, PostgreSQL Global De	evelopment Group		
Portions Copyr	right (c) 1994, The Regents of the Univer	sity of California		
documentation is hereby gran	use, copy, modify, and distribute this s for any purpose, without fee, and without ated, provided that the above copyright r the following two paragraphs appear in a	ut a written agreement notice and this		
1M	THE UNIVERSITY OF CATTERNY	RLE TO ANY PAPTY TOT		

POSTGRESOL データベース管理システム

部分的著作権 (c) 1996-2011, PostgreSQL国際開発グループ 部分的著作権 (c) 1994-1996 カリフォルニア大学本校

本ソフトウェアおよびその文書一式は上記の著作権表示と、この文章 およびこれに続く二つの段落が全ての複製に添付されている限りにおい て、使用、複製、修正および配付の許可を、いかなる目的であっても、 無償でかつ同意書無しに行なえることをここに認めます。

カリフォル二ア大学は、いかなる当事者にたいしても、利益の壊失を 含む、直接的、間接的、特別、偶然あるいは必然的にかかわらず生じた 損害について、だとえカリフォルニア大学がごれらの損害について訴追 を受けていたとしても、一切の責任を負いません。

カリフォルニア大学は、商用目的における暗黙の保証と、特定目的で の適合性に関してはもとより、これらに限らず、いかなる保証も放棄す ることを明言します。以下に用意されたソフトウェアは「そのまま」を 基本原理とし、カリフォルニア大学はそれを維持、支援、更新、改良あ るいは修正する義務を負いません。

著作権に関する正文は上記の英語による表記です。日本語訳はあくまで 参考程度としてください。





MITライセンス

- ◆MIT(マサチューセッツエ科大学)で開発されたX Window Systemのライセンス
- ◆Xライセンス / BSDライセンス(の一種)とも呼ばれる。
- ◆それを真似たライセンスが無数に。OSIの雛型が標準的扱い。
- ◆日本語参考訳<https://licenses.opensource.jp/MIT/MIT.html> |Copyright (c) <year> <copyright holders> (1)著作権表示

以下に定める条件に従い、本ソフトウェアおよび関連文書のファイル(以下 ウェア」)の複製を取得するすべての人に対し、ソフトウェアを無制限に扱うことを 無償で許可します。これには、ソフトウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載 頒布、サブライセンス、および/または販売する権利、およびソフトウェアを提供す る相手に同じことを許可する権利も無制限に含まれます。

上記の著作権表示および本許諾表示を、ソフトウェアのすべての複製または重要な部 ③表示について:許諾条件 分に記載するものとします。

ソフトウェアは「現状のまま」で、明示であるか暗黙であるかを問わず、何らの保証 もなく提供されます。ここでいう保証とは、商品性、特定の目的への適合性、および 権利非侵害についての保証も含みますが、それに限定されるものではありません。 作 者または著作権者は、契約行為、不法行為、またはそれ以外であろうと、ソフトウェ アに起因または関連し、あるいはソフトウェアの使用またはその他の扱いによって生 じる一切の請求、損害、その他の義務について何らの責任も負わないものと」

二条項BSDライセンス

- ◆UCB(ヵルフォルニア大学バークレー校)で開発されたバークレー版Unixなどのソフト群 BSD(Berkeley Software Distribution)のライセンス。四条項、三条項などもあった。
- ◆UCB外で、それぞれを真似たライセンスが多数。
- ◆ 日本語参考訳<https://licenses.opensource.jp/BSD-2-Clause/BSD-2-Clause.html> Copyright <年> <著作権者> (1)著作権表示

ソースコード形式かバイナリ形式か、変更するかしないかを問わず、以下の条件を満 たす場合に限り、再頒布および使用が許可されます。

- 1.ソースコードを再頒布する場合、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記免責 条項を含めること。
- 2. バイナリ形式で再頒布する場合、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の <u>著作権表示、本条件一覧、および下記免責条項を含めること。</u>

本ソフトウェアは、著作権者およびコントリビューターによって「現状のまま」提供されており 、明示黙示を問わず、商業的な使用可能性、および特定の目的に対する適合性に関する暗黙の保 証も含め、またそれに限定されない、いかなる保証もありません。著作権者もコントリビュー ターも、事由のいかんを問わず、 損害発生の原因いかんを問わず、かつ責任の根拠が契約である か厳格責任であるか(過失その他の)不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生す る可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した(代替品または代 用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中断も含め、またそれに限 定されない)直接損害、間接損害、偶発的な損害、特別損害、懲罰的損害、または結果損害につ いて、一切責任を負わないものとします。

ちなみに

条文に分かれていないとMITライセンスと称する事が多いが,

◆PostgreSQLライセンス 似たライセンスの総称に使われている 本ソフトウェアおよびその文書一式は上記の**著作権表示**と、**この文章** および**これに続く二つの段落**が全ての複製に添付されている限りにお いて、使用、複製、修正および配付の許可を、いかなる目的であって も、 無償でかつ同意書無しに行なえることをここに**認めます**。

◆ <u>MITライセンス</u>(_{再掲)}

以下に定める条件に従い、本ソフトウェアおよび関連文書のファイル (以下「ソフトウェアー)の複製を取得するすべての人に対し、ソフ トウェアを無制限に扱うことを無償で**許可します**。これには、ソフト ウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載、頒布、サブライセン ス、および/または販売する権利、およびソフトウェアを提供する相手 に同じことを許可する権利も無制限に含まれます。

上記の**著作権表示**および**本許諾表示**を、ソフトウェアのすべての複製 または重要な部分に記載するものとします。

ソフトウェアは(以下省略)



GNU General Public License (GNU GPL) (1/2)

- ◆GNUプロジェクトで開発されたソフトウェアのライセンスの一つ。
- ◆GNU以外でも, Linux, Samba, MySQLなど多数で使われている。
- ◆GPLv3が出ているが、LinuxカーネルはGPLv2のまま。 Linus Torvalds氏は、移行のメリットが無いと。
- ◆二条項BSDライセンスとGNU GPLv2の条項対応

二条項BSDライセンス	GNU GPLv2				
第1条 ソースコードの再頒布の条件	第1条 ソースコードの複製物を そのまま頒布する条件				
カ1木 / ハコードの丹原作り木件	第2条 『ソフトウェア』を基にした 著作物の頒布の条件				
第2条 バイナリ形式での再頒布の条件	第3条 オブジェクトコードないし 実行形式での頒布の条件				

◆日本語参考訳<https://licenses.opensource.jp/GPL-2.0/GPL-2.0.html>





GNU General Public License (GNU GPL) (2/2)

- ◆バイナリ形式での再頒布条件に『ソース開示』が追加。
- ◆『ソース開示』:GPLv2の以下の条件の選択肢をここでは指す
 - a)ソフトウェアにソースコードを添付すること。
 - b)ソフトウェアにソースコードを提供する旨の申し出を添付すること。
- ◆この条件が追加されたことにより、

受け取った人も改変可能になる(改変の自由)





オープンソースの定義(OSD)

- ◆1998年、OSI(Open Source Initiative)が定義
- ◆「オープンソースのライセンスのひな型」ではない
- ◆文字通り、「オープンソースの定義」であって 「オープンソースライセンスの定義」ではない
- ◆ソフトウェアを「オープンソース」と呼べるか否かの判断基準

以上、

オープンソースのライセンスの例

を見てきましたが、

何かご質問はありますでしょうか?





なぜ、OSSにライセンスが付いているのか?

- ◆ソフトウェアは、ほぼ世界中の国々の 著作権法で保護されているから。
- ◆無料で公開されたソフトウェアは自由に使ってよい?
 - ■開発者に無断で再頒布することは著作権法に違反する
 - ■開発者が**再頒布の許諾**として付けているのがGPL等**ライセンス**
 - ■ライセンスが付いていないと誰も再頒布できない



著作権法のポイント - ①どの国の著作権法?

主なオープンソースも、主なライセンスも米国製 米国著作権法の理解が必要?

米発OSSでも日本で利用するなら日本国著作権法で保護

ベルヌ条約(内国民待遇)

輸出する場合は輸出先の著作権法

大体は、ベルヌ条約で各国著作権法の整合が取れている



著作権法のポイント②ライセンスを決めるのは誰?

プログラム開発者 (著作者)

業務で開発したプログラムの著作者は自動的に会社(法人)

オープンソースの再頒布は著作権の一つ「複製権の行使」

複製権は著作者が専有する(著作権法で定義)

その許諾と条件であるライセンスを決める**権利は著作者にある**





著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(1/3)

二次的著作物:GPLなどでは、派生物、派生著作物とよばれる

改変したプログラム、または取り込んだプログラム

元のプログラム**:原著作物**ともいう

二次的著作物の著作者は、改変した開発者(二次的著作者)

二次的著作物のライセンスを決める権利は二次的著作者にある?





著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(2/3)

二次的著作者の権利は、著作権法上、次のように制限される

①再頒布する二次的著作物を公に開発するには、

元著作者の許諾が必要(第27条)

原著作者指定のライセンス条件を満たす必要がある。

②二次的著作者が有する権利は,原著作者にも与えられる(第28条)

二次的著作物で新たに発生した権利も原著作者に与えられる。

③二次的著作物は原著作者の権利に影響を及ぼさない(第11条)

原著作者が示したライセンス条件は何ら変更されない。





著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(3/3)

二次的著作者の権利は、著作権法上、いろいろ制限されるから

思い通りのライセンス条件を付けるためには、

原著作物としてソフトウェアを開発する必要がある

Richard M. Stallman氏も**GNUプロジェクト**で、

原著作物を創作する活動を始めたのだろう

※GPLだろうが、原著作者の権利(ライセンス)を変えられない





以上、

ライセンスの基となる著作権について

を見てきましたが、

何かご質問はありますでしょうか?





ライセンス視点でのオープンソースの使い方

◆オープンソースの自由、つまり、できることは4つのレベル

レベル1: ソフトウェアの実行

レベル2: ローカルな複製・改変

レベル3: 企業グループ内での複製・改変

レベル4: 外部に再頒布

オープンソースを使おうとしたとき、著作権侵害しないように、

自分がどのレベルで使おうとしているのか**自覚**が必要



レベル1:ソフトウェアの実行

◆ダウンロードなどして入手したオープンソースの実行は、

著作権行使ではない

- ■Linuxカーネルの実行
- ■GNU GCCで商用ソフトウェアの実行形式を作成

⇒ライセンス条件を満たす必要が無い



レベル2:ローカルな複製・改変

◆DLしたオープンソースを自マシンで動くように改変:よくある

『著作権の制限』で著作権行使にならない

- ■「私的使用のための複製」(第30条)が難しいとしても
- ■「電子計算機における著作物の利用に付随する利用等」(第47条の四) など

⇒ライセンス条件を満たす必要が無い





レベル3:企業グループ内での複製・改変

- ◆書籍を社内だからといってコピーを配っては、著作権侵害
- ◆OSSの改変版を社内で広く共有して使うことはよくあるのは?
 - ⇒著作者である開発者が**暗黙に許諾**している状態 許諾理由の推測
 - ■複製は、公開されたものをダウンロードすれば同じだし
 - ■改変も社内で閉じているならノウハウが見えるわけでもなし
 - ■問題があれば、社内で解決すればいい話…とか
- ◆そう思っているであろう開発者が多いだけで保証はない
- ◆が、**そう考えていないならば、サイトに明記**されるでしょう





例えば クラウドサービスとGNU AGPLv3

- **◆企業グループ内での複製・改変を許さない**場合の一例:AGPL
- ◆こういう意図かな?
 - ■クラウドなどでサービス提供は社内の問題と言い難い
 - ■改変していなければ、ダウンロードすれば同じだが
 - ■改変していても複製しなければ著作権行使していないが
 - ■改変したものを複製して大規模にサービスを提供している場合、 ただ乗り(FreeRide)感が強く、これを防げないか
- ◆サービス利用者に対してもソースコードを提供する条件を加えた
- ◆商用ソフトウェアのお試し版ライセンスのように扱うのが妥当か





レベル4:外部に再頒布

- ◆生産(**複製**)する製品の販売**は、著作権の行使**
- ◆機能的に使っているか否かは関係無い
- ◆複製されるものにオープンソースが含まれていれば著作権行使
- ◆ライセンス条件を満たしていなければ著作権侵害
- ◆含まれているオープンソースの再頒布条件を確認し、
 - 条件を満たすよう対応しましょう



以上、

オープンソースのライセンス的扱い方について

を見てきましたが、

何かご質問はありますでしょうか?





残りは、書籍にて、ご確認ください。 https://c-r.com/book/detail/1416







OSSライセンスを正しく理解するための本

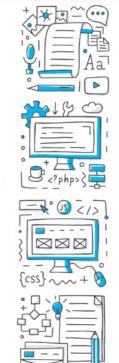
「第7章 オープン ソースとライセン ス」の元ネタになっ た本が、同じくC&R 研究所から10月19 日、出版されまし た。



Understand the Open Source Software License Correctly

を正しく理解するための本

姉崎章博 🕾



本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。プログラマーは、文字をつづってプログラムという著作物を創作するという点においては、文芸作品を創作する作家と同じように著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセンスについて理解する、そのような段階を踏んで理解することが苦手な人もいるでしょう。そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進めましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもしれませんが、特定の場合にしか当てはまらない、または、どの場合にも当てはまらない表現であることが少なくありません。そのような表現で「わかったつもり」になってしまっては、間違った前提で理解を進めてしまいがちです。

(序文より抜粋)

著作権が理解できれば、 OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説!

C&R研究所について

C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユ ニークな社風や教育方針は新聞やテレビなど で紹介されたりします。詳細については、次の Webサイトでご覧いただくことができます。

www.c-r.com

また、新潟本社には2 代目会社犬「ラッキー」 がいます。名刺を持つ正 式な社員として広報部 に勤務しつつ、セラピー ドッグとして社内のメ



ンタルヘルスにも貢献しています。

https://www.c-r.com/book/detail/1425

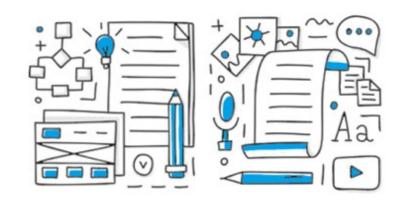




アマゾンでの「OSSライセンス」

OSSライセンスとは?

OSSは音楽や映像と同じく著作物です。そのOSS を (改造および) 再頒布することは、著作権を行使 することになり、無断では著作権侵害となります。 その著作権の行使を、いちいち断りを入れる必要な く、条件付きで許諾しているのがOSSに添付されて いるOSSライセンスです。



OSSライセンスとは?

ソースコードが無償で公開され、複製・改良・ 再配布が誰でも自由にできるOSS (オープン ソースソフトウェア) ですが、複製・改良・再配 布ができる範囲はライセンスによって限定され ており、これをOSSライセンスと言います。

× 最初はこうだった。よく 見かける言い回しだが



https://www.amazon.co.jp/exec/obidos/ASIN/4863543638/honmori-22





オープンソースの定義や著作権法に合っていない表現

- ◆「ソースコードが無償で公開」?
 - ■ソースコードと共に頒布しない場合には、ソースコードを複製に 要するコストとして**妥当な額程度の費用で入手**できる方法を用意 オープンソースの定義(OSD)第2条の解説より
- ◆「再頒布が誰でも自由にできるOSS」?
- ◆「ライセンスによって限定」?
 - ■以下の誤解を与える表現

|自由にできるOSSをライセンスが制限している|

「ライセンスが無ければ、面倒な制限が無い(のに) |

- ■著作権法により、プログラムの著作物は、著作者の**許諾がなければ、** 再頒布は著作権侵害。 P15でお
- ■著作者が再頒布の**許諾を与えているのがOSSライセンス**。話した話
- ■OSSライセンスが無ければ、OSSの再頒布は著作権侵害でしかない。



まずは、無料セミナー:オンラインをご利用ください a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆タイトル:OSSライセンスと著作権法のポイント ~正しいOSSライセンスの理解の仕方~
- ◆時間:1.5時間 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答 (1-2名から数十名でも可)
- ◆講師:NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆スライド概要

テキスト: https://jpn.nec.com/oss/osslc/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw16up.pdf

- フリーソフトウェアとOSSの概史
- OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
- OSSライセンスの位置づけ
- OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
- 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
- GPLv2 第3条の読み方
- GPLは契約ではないならば、何か?
- ◆ 無料の理由:**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため**。 一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいため。





OSSライセンス コンサルティング https://jpn.nec.com/oss/osslc/







Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、 誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

以上、

となりますが、

何かご質問はありますでしょうか?





Orchestrating a brighter world

